



7予危第581号
令和7年11月19日

東京都石油業協同組合
東京都石油商業組合
理事長 矢島 幹也 様

東京消防庁

予防部長 伊勢村 修隆



顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の監視業務等の再徹底について（依頼）

平素から消防行政に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

先般、東京都内の顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油取扱所」という。）において、危険物取扱者の監視業務等が不適切であったため、灯油用ポリエチレン容器を持参した顧客が自ら顧客用固定給油設備を使用してガソリンを当該灯油用ポリエチレン容器へ詰め替えた事案が発生しました。

セルフ給油取扱所では、顧客が自らガソリンを容器へ詰め替える行為は認められておらず、当該行為が発生しないよう、セルフ給油取扱所の危険物取扱者は危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危規則」という。）第40条の3の10第3号に規定する顧客の給油行為等を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行う必要があります。監視用モニターについては、顧客の動向のわかる視認性が良好なものを設置するなどして、監視業務が適切に行われるよう努めてください。

また、ガソリンを入れる容器は危規則で定める材質や構造、性能等を有しているものでなければなりません。

つきましては、貴組合員の皆様に対しまして、上記の法令事項の周知をしていただきますようお願い申し上げます。

なお、給油取扱所従業員の教育用として別添え1の資料、顧客に対する注意喚起として別添え2、3の資料を作成しましたので、ご活用ください。

問合せ先

〒100-8119 千代田区大手町1-3-5
東京消防庁予防部
危険物課貯蔵取扱規制係 小島 佐野
電話 03-3212-2111 内線 4862 4865

ガソリンスタンド事業者の皆様へ

セルフスタンドにおいて、顧客が自らガソリンを金属製携行缶等に詰め替えることは出来ません。

顧客による詰め替え行為が行われないよう
給油中の監視の徹底をお願いします。



皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



ガソリンを購入されるお客様へ

ガソリンスタンドにおいて、
お客様自身でガソリンを容器に詰
め替えすることは出来ません。

⚠ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠

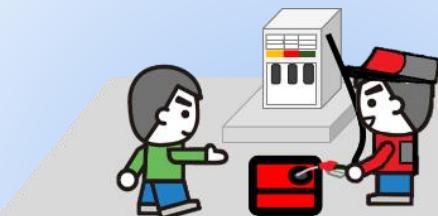
灯油用ポリ容器



ガソリン携行缶



ガソリンを灯油用ポリ容器に
入れることはできません！



ガソリンを携行缶等に入れて購入する場合は、ガソリンスタンドの従業員に注油を依頼します。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



ガソリンを購入するときは注意！

ガソリンの容器への詰替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります。



ガソリンを入れる際は適正な容器を使用しましょう。

